

佐賀県告示第 271 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 7 年 12 月 23 日

佐賀県知事 山口祥義

名称	所在地	指定年月日
ぶどうの木なべしまクリニック	佐賀市鍋島町森田 129-12	令和 7 年 7 月 1 日
小川歯科医院	佐賀市駅前中央二丁目 1 番 1 号北口ビル 1 階	令和 7 年 7 月 1 日
おかむら内科	鳥栖市古野町 176-5	令和 7 年 7 月 1 日
まつもと薬局古野店	鳥栖市古野町 176 番 5	令和 7 年 7 月 1 日
あんず薬局多久店	多久市東多久町別府 3666 番 3	令和 7 年 7 月 1 日
アルナ薬局東多久店	多久市東多久町大字別府 4163-1	令和 7 年 7 月 1 日
にった眼科医院	嬉野市嬉野町下宿乙 1201-1	令和 7 年 6 月 1 日
平成堂薬局みやき店	三養基郡上峰町坊所 2741-3	令和 7 年 7 月 1 日